平成２２年（フ）第１０４０号
札幌市南区石山２条９丁目１番23号　グランドール石山
債務者　小山　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５０号
札幌市白石区東札幌２条５丁目９番15―406号
債務者　岩本　敏明
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５１号
札幌市白石区東札幌２条５丁目９番15―406号
債務者　岩本　貴子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７９号
札幌市西区八軒３条東３丁目５番６号　ロピアパレス303―206号
債務者　田中　寿実
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９０号
北海道室蘭市緑町13番25号　高橋静子方、申立時の住所札幌市厚別区厚別中央１条３丁目４番20号　コーポひばり２号
債務者　高橋　　裕
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１８号
札幌市白石区本郷通７丁目南３番15―301号
債務者　品田　邦朗
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４１号
札幌市中央区南４条西６丁目13番地１　ティアラ資生館201号
債務者　村上　大輔
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５３号
札幌市白石区東札幌２条４丁目７番29号　グリーンコーポＣ１階５号
債務者　小野　則子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４９号
札幌市中央区南18条西７丁目２番35号　パレスマンション山鼻Ｄ号
債務者　田畑　　聡
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６１号
札幌市北区北20条西２丁目１番７―201号
債務者　田邊　道哉
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６７号
札幌市東区北25条東19丁目７番15―605号
債務者　佐藤　貴宏
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６８号
札幌市東区北25条東19丁目７番15―605号
債務者　佐藤美香子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８６号
札幌市北区屯田４条７丁目７番30―505号
債務者　油谷ひとみ
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１１号
札幌市豊平区平岸１条９丁目５番15―303号
債務者　田所　美幸
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３２号
札幌市北区篠路８条６丁目４番６号　ノース86Ａ102号
債務者　山戸　玲仁
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８６号
北海道江別市上江別西町28番地の９　ティーズガーデン201
債務者　木本栄津子（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１２号
札幌市西区西町北５丁目６番15―404号
債務者　藤原　榮子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部